

公立高等学校入学者選抜改善の検討に係る懇談会 設置要項

(令和7年4月11日学校教育局学力向上推進課長決定)

(設置)

第1条 高等学校教育の現状と在り方を踏まえ、公立高等学校入学者選抜について総合的な検討を行い、その改善・充実に資するため、教育庁に公立高等学校入学者選抜改善の検討に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 懇談会の設置期間は、令和8年（2026年）3月31日までとする。

(組織)

第3条 懇談会は、次の構成員をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 小学校の校長
- (2) 中学校の校長
- (3) 高等学校の校長
- (4) 特別支援学校の校長
- (5) 市町村教育委員会の委員又は教育長
- (6) 父母と先生の会の代表
- (7) 学識経験者

3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 構成員に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の互選によって定める。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、必要に応じ、学校教育局学力向上推進課長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、学校教育局学力向上推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、学校教育局学力向上推進課長が定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。